

明姫幹線南地区まちづくりだより

第3号 / 2001.1.29

発行 明姫幹線南地区まちづくりを考える会
事務局 高砂市役所都市整備部計画課

「考える会」から「まちづくり協議会」へ！

寒さもだいぶ和らいで参りましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

当会では、昨年11月に、第1回住民懇談会を開催し、皆様の貴重なご意見を伺うことができました。その中で、やはり、たたき台となる図面がないと意見が述べにくいとのご指摘をいただきました。そこで、たたき台となる図面を見ながら、まちの将来についての懇談会を3月～4月頃（予定）で行うことに致しました。また、今後住民参加型のまちづくり活動を行っていくために、「まちづくりを考える会」から、より皆様が参加しやすい団体として「まちづくり協議会」へ発展させる考えであり、協議会の設立についてもご協力いただきたいと思います。

つきましては、「まちづくり協議会」を設立する場合、役員として活動をしてくださる方を公募したいと考えております。皆様お忙しいこととは存知ますが、明姫幹線南地区を少しでも良いまちにするため、ふるってご応募くださいますようお願い申し上げます。また次世代をになう若い方々には特に積極的なご応募をお願い致します。

なお、応募が多数の時には、ご遠慮願う場合がありますのでご了承願います。



記

役員の公募方法： 市役所都市整備部計画課までご連絡ください。

応募期間： 平成13年2月13日（火）まで

会議予定： 月1回程度の役員会

発行：明姫幹線南地区まちづくりを考える会

事務局：高砂市都市整備部計画課 TEL：0794-43-9033

FAX：0794-43-9091

e-mail:tact3810@city.takasago.hyogo.jp

Memo さまざまな都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道など、都市の生活や生産活動のためにみんなが共同利用する施設です。都市計画ではこれらの施設を都市基盤としてとらえ、それぞれのまちにふさわしい位置、規模、構造を検討します。

道路



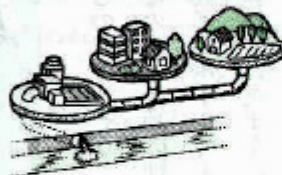
歩行者や自動車などの交通路としてはもちろん、防災空間（火災の広がりを道路空間で遮断）、環境空間（風通し、明るさ、開放感などを確保）、収容空間（下水道や電線などを埋設）としての機能をあわせ持ちます。

公園



日常生活に密着した住民の憩いの場や住民同士の交流の場であり、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難地としての役割を担います。

下水道



家庭や工場から出る汚水を排除し、悪臭や害虫、伝染病などの発生を防止し、雨水を排除して浸水からまちを守り、集めた汚水を浄化して海や川に放流する機能を果たします。

このほかに、供給処理施設としての**上水道**や**ごみ焼却場**、教育文化施設としての**学校**や**図書館**、医療福祉施設としての**病院**や**保健所**などがあります。

要です。
さまざまな視点から地域に必要なものを選び、必要な場所に適切に配置する「まちづくり」を進

めることで、まちは、より暮らしやすいまち、より活気あるまちに生まれ変わることができるのです。

まず「まちづくり」を
知ろう

より暮らしやすい「まち」に

必要なものを必要な場所に

たくさんの方が、さまざまな働き、学び、暮らす、私たちのまち……。だれにとっても安全で快適な場所として、まちを健全に維持し、豊かに育てていくためには、**まちづくりのための計画（都市計画）**が必要です。

私たちの生活は、そこに住まいがあるだけでは成り立ちません。快適な暮らしのためには、例えば住まいと住まいを結ぶ道路や、いこいの場としての公園、下水道など、さまざまな施設と機能が必要になります。特に公共性の高い道路、公園、下水道、さらに病院や学校などを**都市施設**と呼び、どこにどのくらいの規模でつくるのか、まちの大



きさや人口などとのバランスを考えて整備することが求められます。まちの中の貴重な自然環境を守ったり、歴史的な景観を残したりすることも重

Check! 「まちづくり」を支える法律

都市計画法 (1968年公布)

都市の発展と整備のための方法を定める法律。

建築基準法 (1950年公布)

建築物の敷地、設備、構造、用途についての基準を定める法律。

Memo 防ごう まちの虫食い

都市は規制のない状態にあると、その周辺が無計画に開発されてしまいがちです。

郊外の農地などに小さな市街地が次々に生まれると、スプロール(sprawl)と呼ばれる、無秩序にまちが広がる状態に陥ってしまいます。こうした地域を上空から見ると、まるで虫が葉を食い荒らしていく姿のように見えます。

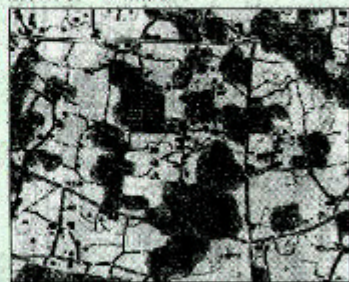
こうなると、優良な農地や自然環境が損なわれるだけでなく、新たな道路、公園、下水道、学校などの部



市施設を効率的に整備することが難しくなります。十分な規模の道路ができないまま住宅が密集してしまえば、交通渋滞を引き起こしたり、災害時に被害が大きくなってしまったりすることも心配されます。

このような状態にならないよう、まちの健全な発展を促す役割を果たしているのが、都市計画法などの法律なのです。

●スプロールの例



まちづくりのルール

● 共通のルールで計画的に

まちでは、守らなければならないマナーやルールがあります。

まず、土地は、それが個人の所有するものであるとしても、周囲の状況を考慮して利用することが求められます。たとえば、だれかが自分の都合だけで住宅地の中に大きなビルや工場を建ててしまったりするでしょう。静かだった住宅地は目当たりが悪くなり、出入りする人や車などで交通量が増え、騒音も大きくなって住みやすい環境は失われてしまうかもしれません。

このように、自分の土地であっても、使い方によっては他人の迷惑や、まち全体から見て不都合

になることがあるのです。そうした問題を未然に防ぐために必要なのが、土地の使い方や建物の建て方についての共通のルールです。

まちづくりが無秩序に進まないようにするためのルールとして、国で定めているのが都市計画法や建築基準法などの法律です。また、それぞれの都道府県や市町村でも、まちづくり条例などによって、まちの景観や土地利用などについて地域独自のルールを定めています。



